

# 令和6年度埼玉県介護支援専門員レベルアップ研修事業業務委託における 企画提案募集要項

## 1 目的

県内の介護事業所に勤務する介護支援専門員に対し、専門的な知識の習得及び実践的な技術等の向上のための研修を実施し、業務に生かすことを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度埼玉県介護支援専門員レベルアップ研修事業

### (2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおりとする。

### (3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

### (4) 委託金額

2,257,200円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 3 応募資格

次の(1)から(7)に該当する者であること。

(1) 日本国内に事務所又は事業所を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者

(5) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者

(6) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者

(7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者

## 4 選定方法

公募型企画提案方式とする。

(1) 本業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、実

績を含めて総合的に判断する。

(2) 説明会は行わず、受託希望者から提出された企画提案書に基づき選考を実施する。

## 5 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書を提出すること（様式任意）。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、企画提案書は返却しない。

(1) 企画提案書（様式1を表紙とすること）

ア 基本方針

- ・本業務を実施する上での基本方針及び応募の動機

イ 事業概要

- ・事業の具体的なスケジュール案
- ・埼玉県介護支援専門員レベルアップ研修に係る提案（カリキュラム、予定される講師、テキスト、実施方法等）
- ・介護支援専門員の資質を向上するための手法に関する提案
- ・特に重要と考える課題とその解決のための提案

ウ 本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

(2) 業務実績調書（様式2）

- ・平成31年度から令和5年度までに国や地方公共団体から受託した業務等に係る実績

(3) 法人概要（組織図、パンフレット等）

(4) 事業費等見積書（様式任意）

(5) 3 応募資格（1）から（7）に該当する旨の誓約書（様式4）

## 6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和6年5月2日（木）午後5時15分

(2) 提出方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスは [a3240-18@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3240-18@pref.saitama.lg.jp) とする。

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、質問者のほか企画提案に参加するすべての者に対し、令和6年5月10日（金）までにホームページで回答する。

## 7 企画提案書の提出方法

(1) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(2) 提出方法（以下のいずれかの方法による）

ア 持参（埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当）

※土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 書留郵便

埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当 宛  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
電話：048-830-3232

ウ 電子メール

[a3240-18@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3240-18@pref.saitama.lg.jp)

### (3) 提出期限

令和6年5月17日(金)午後5時15分まで

なお、書留郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

## 8 選考結果

令和6年6月中旬までに文書にて通知する。

## 9 その他

- (1) 企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に審査委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。
- (2) 提出書類は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (3) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。
- (4) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出ること。
- (5) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議を行った上で契約を締結する。
- (6) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要となる場合がある。